

資料 4

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3年ごとに改定（一般改定）をすることとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において審議をしていただくこととしている。
- 2 本年度（令和2年度）は、農作物共済及び園芸施設共済の一般改定期にあたることから、本日の部会において御審議いただく。

| 年度 | 平成 29 | 30 | 令和 元 | 2 | 3 |
|--------|----------|----|---------|---|---|
| 農作物共済 | ○ | △ | | ○ | |
| 家畜共済 | | △ | ○ | | |
| 果樹共済 | | ○ | | | ○ |
| 畑作物共済 | | ○ | | | ○ |
| 園芸施設共済 | ○ | △ | | ○ | |
| 収入保険 | | ○ | | | ○ |

（備考）○は3年ごとの一般改定、△は制度見直しに伴う臨時の改定。